公立大学法人埼玉県立大学物品調達等一般競争入札公告

物品調達等について、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第5条第1項の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月12日

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

記

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量電動リモートベッド一式 8 セット
- (2)調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3)納入期限 平成30年12月27日(木)
- (4)納入場所 公立大学法人埼玉県立大学
- (5)入札方法
 - ア 本件入札は、入札書の持参による入札により行う。郵便、電話、ファクシミリ、 電子メール等による入札は無効とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1)公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程(平成22年4月1日規程第54号、 以下「規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示 第999号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B及びC等級に格付けされた 者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止

等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1)提出期限

平成 30 年 10 月 19 日 (金) 午後 4 時

(2)提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日の午後5時から午前9時までを除く。)

(3)提出場所

〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 820 番地

公立大学法人埼玉県立大学 事務局財務担当 権平、岡田

(4) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、平成30年10月22日(月)午後4時までに、ファクシミリ又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認結果通知書を発行する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1)参加資格が「有」の結果通知書を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)は、 質問がある場合は、次のとおり、ファクシミリ又は電子メールにより、質問票を提 出すること。

ア 受付期間

平成30年10月22日(月)午後4時から平成30年10月23日(火)午後4時まで

イ 受付場所等

上記3(3)のとおり。

FAX 048-973-4807

e-mail okada-toshihiro@spu.ac.jp

(2) 質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答日時

平成30年10月25日(木)午後4時まで

イ 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにより、回答する。

5 入札の日時及び場所等

- (1)入札参加者は、契約書、仕様書、前記4(2)の「質問に対する回答」その他の本件入札に係る関係書類を熟覧のうえ、入札すること。
- (2)入札の日時及び場所
 - ア 日時

平成 30 年 10 月 26 日 (金) 午後 3 時

イ 場所

公立大学法人埼玉県立大学 本部棟 4 階 会議室 1

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

上記(2)アの入札後、速やかに行う。

イ 場所

上記(2)イと同じ。

7 入札保証金

- (1)入札参加者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。
- (2) ただし、国(国立大学法人、独立行政法人及び公団等を含む。)又は地方公共団体 (地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の 前々年度の4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行した入札参加者が、入札保証 金納付の免除を希望する場合には、免除する。
- (3)入札保証金の納付については、一般競争入札参加資格確認結果通知書と併せて通知する。
- (4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しない ときには法人に帰属するものとする。

8 入札の無効

規程第20条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

(1)規程第11条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は1回とする。

10 契約保証金

- (1)契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、7(2)に該当する場合は、免除する。
- (2) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、 その定めたところによるものとする。

11 その他

- (1)契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)契約書作成の要否 要
- (3) 支払条件

発注者公立大学法人埼玉県立大学は、適法な代金請求書を受理した日の属する月の 翌月末に当該代金を受注者に支払うものとする。

(4) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。